平成２４年（フ）第９３１号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目１番96号
債務者　村上　政之
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４１号
大阪府高石市綾園６丁目22番34号
債務者　西山真由美（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町大浦触1020番地
債務者　梶山　勝春
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第１２号
長崎県壱岐市石田町印通寺浦３番地４
債務者　山川真理子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第７７号
北海道岩見沢市東町１条１丁目41番地16
債務者　三浦　直也
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第８４号
北海道岩見沢市南町８条３丁目17番１号
債務者　帯川　直実
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３９０号
神奈川県小田原市北ノ窪449番地の５　ロッキーホーム相模沼田マンション404、前住所神奈川県小田原市清水新田206番地の２　レオパレスジョリーパートⅡ203号
債務者　武蔵野和秋（旧姓高沢）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1080番地　カサブランカ21―205
債務者　佐々木　明
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５０号
神奈川県平塚市黒部丘18番20号　さくら荘103号
債務者　井上　　正
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５１号
神奈川県平塚市黒部丘18番20号　さくら荘103号
債務者　中島　良子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７３号
神奈川県厚木市下荻野137番地１　カーサドルチェⅡ－１
債務者　井上　　智
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７４号
神奈川県厚木市下荻野137番地１　カーサドルチェⅡ－１
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６３号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代314号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町津川3574番地
債務者　金子美代子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
新潟県上越市栄町２丁目４番29号カーサオギノ１　103号
債務者　野口　明美
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５４号
新潟県妙高市大字両善寺438番地11
債務者　丸山　修一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５８号
新潟県糸魚川市大字厚田539番地
債務者　倉又千賀子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第７１号
新潟県上越市西城町２丁目４番８号コーポイマイＡ棟201号
債務者　風間　裕一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所高田支部